

# 羽曳野市プレミアム付き商品券“ええまちはびきのお買物券”

## 取扱加盟店募集

羽曳野市商工会では、羽曳野市と一体となって羽曳野市内における消費需要を喚起し地域経済の活性化を図るため、市内の加盟店で共通して利用できる20%プレミアム付き商品券を発行します。

これに伴い、商品券を取扱う加盟店を募集いたしますので、募集要項を確認の上、是非お申込みください。

### 【事業の概要】

- ◆名称 羽曳野市プレミアム付き商品券 “ええまちはびきのお買物券”
- ◆販売総額 5億円(額面総額 6億円)
- ◆販売内容 1冊(500円券×24枚、12,000円分)を10,000円で販売
- ◆限度額 1世帯につき1冊
- ◆販売日 平成27年7月1日から平成27年11月30日まで 完売次第終了
- ◆販売場所 未定
- ◆利用期間 平成27年7月1日(水)から平成27年12月31日(木)まで(期限後は無効となります。)

### 取扱加盟店 募集要項

#### 申し込み(登録料無料)

◎手続き 「取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

※WEBサイト掲載用、店舗の外観写真1枚添付をお願いします。

(USBメモリ、CD-R等電子媒体も可)但し、返却いたしません。

◎申込期限 1次募集4月20日(月)～5月20日(水)まで

2次募集 現在未定

※1次で申し込まれると、折込チラシなどに加盟店として掲載予定。

2次以降の場合はWEBサイトなどで加盟情報掲載予定。

◎申込場所 羽曳野市商工会 郵送または持参下さい。

#### 換金方法

◎換金の金額の支払は、事故防止のため小切手または指定口座への振込で行うことを原則とする。

・窓口における小切手での換金限度額は、50万円(500円券 1,000枚)までとする。

・50万円超えの換金額は後日指定口座への振込とし、振込手数料は、加盟店が負担するものとする。

◎換金期限 平成27年7月1日から平成28年1月31日(換金指定日 1日1回に限る)

#### 加盟店として登録された事業所の責務・お願い事項

- 商品券の有効期限内に提示されたプレミアム商品券の額面金額の相当する物品及び役務の提供をおこなうこと。
- 加盟店として利用者がわかるよう、見やすい場所に加盟店表示物(のぼり、ポスター、ステッカー)の掲示を行うこと。
- 商品券取引におけるつり銭の支払はできません。
- 偽造、又は偽造されたものと思われる商品券での取扱いはしないとともに、市又は商工会、警察に速やかに連絡すること。
- 商品券の利用上限金額を設けています。1つの商品の購入に対し、5万円までが上限金額ですので、その金額以上の商品券の使用を禁止します。
- 加盟店側の、仕入目的による商品等の購入や利用を行うことを禁止します。
- 利用者から預かった商品券は、加盟店は利用せず、換金日まで加盟店で保管と管理をしてください。
- 公序良俗に反する行為があった場合は、登録を取消することがあります。

#### PRグッズ

◎のぼり、ポスター、ステッカーを配布します。

## 応募資格・利用制限

### ◎羽曳野市内の事業所・店舗

※取扱加盟には次に該当する場合は登録できません。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する営業を行う者
2. 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容について公序良俗に反する営業を行う者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が営む事業所又は店舗等
4. 法人税(個人にあつては所得税)、消費税及び地方消費税、法人事業税(個人にあつては個人事業税)並びに法人市民税(個人にあつては市府民税)を滞納している者
5. 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 項第 1 項に規定する貸金業
6. 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしている者
7. 法律に定められた資格を有しない者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 12 条に規定する医療類似行為を行う施設
8. 労働基準法等関係法令を遵守していない者
9. 社会問題を起こしている業種又は事業者
10. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
11. その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断する者

※次にあげる商品等には利用できません。

1. 公租公課(各種税金・国民健康保険料など)
2. 医療費、マッサージ・あんま
3. 学習塾の月謝、生命保険料など
4. たばこ
5. 換金性があるもの(ビール券、図書カード、切手、はがき、収入印紙、プリペイドカードなど)
6. 土地購入・家屋購入など(高額商品等)
7. 公共料金等への支払(電気代、ガス代、電話代など)
8. 事業活動に伴い使用する原材料、機器類や仕入品などへの支払
9. その他、市が消費喚起に馴染まないと判断したもの

問合せ:羽曳野市商工会 羽曳野市軽里 1-1-1 LICはびきの1F

Tel:072-958-2331 Fax:072-956-1950